

平成 2 2 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 8 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 2 2 年 3 月 8 日（月）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、 |

休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 尾鷲市道路線の変更について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管
理者の指定について
(質疑、委員会付託)
- 日程第 2 6 一般質問

出席議員(16名)

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	1 0 番 大 川 真 清 議員
1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員	1 2 番 三 鬼 孝 之 議員
1 3 番 高 村 泰 徳 議員	1 4 番 濱 口 文 生 議員
1 5 番 中 垣 克 朗 議員	1 6 番 真 井 紀 夫 議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	仲 明 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	吉 澤 壽 朗 君
福祉保健課長	大 倉 良 繁 君
環境課長	野 田 耕 史 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	大 屋 一 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	小 倉 宏 之 君
水道部長	佐々木 進 君
尾鷲総合病院事務長	宮 本 忠 明 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教育委員会教育総務課長	岩 出 育 雄 君
教育委員会生涯学習課長	川 端 直 之 君
教育委員会学校教育担当調整監	玉 津 勲 哉 君
監 査 委 員	濱 田 俊 次 君
監査委員事務局長	濱 野 薫 久 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 和 夫
次長兼議事・調査係長	内 山 雅 善
議事・調査係主査	竹 平 専 作

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番、神保美也議員、7番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第25、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題の24議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

11番、瀧中佳芳子議員。

11番（瀧中佳芳子議員） 通告をしておりますませんが、よろしく願いいたします。

まず、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、予算書158ページから159ページの第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費のうち第15節工事請負費8,000万円について、所信表明でも触れていますように、清掃工場のダイオキシン対策の排ガス高度処理施設、いわゆるバグフィルターの交換工事ですが、1号炉に先立ち交換された2号炉では、予算額は4,584万3,000円で、たしか入札結果が3,982万5,450円だったと記憶しております。

そして、以前に計画されて議会へも示されております計画書がありましたが、1号炉、2号炉、バグフィルター取りかえ工事の予定額は、両方とも4,584万3,000円となっております。さらに、同じ4年前に行われました1号炉で、前回18年度に行われた取りかえ工事での決算額は4,200万円となっております。今回はその4年前に取りかえたる布の再度取りかえ工事とい

うふうに説明になっておりますけれども、ここの差額に関してちょっと疑問に思っておりますので、この計画書との整合性とか、前回の工事の内容との違いがあるのであれば、今回予算額8,000万円に関して、その差についてご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 濱中議員の質疑についてご説明いたします。

新年度の清掃工場の工事請負費は、バグフィルター補修及び、ろ布交換工事も含め、8,000万円を計上しております。今回の22年度当初予算の編成に当たり、その参考とするため見積もりをとっております。この8,000万円につきましては、バグフィルターの交換工事以外に、四つの工事が含まれております。ですので、この8,000万円はバグフィルターの取りかえ工事だけではございません。ただ、この見積もり内容としましては、平成18年度に実施した工事の見積もりと比較しますと、その項目の内容に金額に差異が生じております。前回の見積もりとの発注相違点は、集塵機下コンベアチェーンの取りかえ工事が追加されていることと、工事においては耐熱塗料費の増加、工事費では項目による変動とともに、新たな外部擁壁間仕切り工事、25トンのラフタークレーン使用料、足場損料費などの計上のほか、安全対策費が増額してあります。これらにより、バグフィルターの工事費の見積もりが、全体工事費がかなり増額となっているために、後日業者見積もりの内容を詳細に確認するとともに、当該ごみ処理施設維持補修工事設計施工管理業務を委託しているコンサルに内容見積もりを精査したいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 今のご説明の中で見積もりをとったというあたりがありましたけども、清掃の機械に関しましては特許の問題がいつも壁になる部分があるんですけども、今回の工事内容の中にその特許部分の関連があるのか、それと今回の契約方法というか、入札に関してはどのような方法をとられるのか、それをお答えいただきたいと思えます。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 当然のこととして、特許の部分というのが関係、特許部分と直接関係してはこないんですけども、性能の保証の部分、ダイオキシンの規

制の部分、1ナノという部分には当然この工事は関係してきます。今回どういうふうな契約をやるのかということにつきましては、庁内的には協議はまだ行っておりませんが、担当課としてはこの性能発注の部分重視をいただいで、できればこの部分を安心して今後も工事が進行できるような契約の仕方を選んでいただきたいなというふうな気持ちは持っております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 入札方法とかそのあたりに関しましては、実は一般質問の方でも同じようなところがありますので、そこで詳しくやりとりさせていただきたいと思っております。

今回は、前回の18年度の工事とは一概に比較ができない追加があるということと理解いたします。ただ、前回2号炉の方で予定された予算よりも少なくできた結果がありましたものですから、そのあたり、ここが今課長が言われました、今までの工事との安全性・安心性を求めたやり方を、契約方法をやっていきたいというような答えがありましたので、それを考えると、値段もある程度抑えることができた2号炉のときのそのときの契約会社と、それこそ交渉の中の随契なんかも一つ考えられるのではないのかなという気がするんですけども、そのあたりの考え方はどういうふうな方向がありますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 現在の性能保証につきましては、施設の建設に当たっている住重の方と1ナノというふうな性能保証でもって建設を行っております。ですので、バグフィルターの交換工事をやったところというのは、バグフィルターだけにタッチするわけです。今回の性能保証というのは施設全体の管理の中で1ナノというものを保証していますので、バグフィルターの交換会社に性能保証、施設全体の性能保証を求めることは、これは無理なことだというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 私も議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、これも市長の方が所信表明の中で触れられたことだと思うんですけども、当初予算書の93ページ、2款1項の防災費のうちの災害時要支援者避難支援体制検討委託料で、199万円5,000円という予算が上がっております。この事業の目的、または事業のこういったことを検討されているのか、中身、

それと事業費の内訳をまず1点お聞かせ願いたいと思います。

それと（聴取不能）まして、同じく当初予算の207ページの商工振興費のうちの、にぎわいまちづくり事業、尾鷲よいとこ集客事業で、予算が600万ですが、盛られておると。それと同じく222ページのにぎわいの方と一緒ににぎわいまちづくり事業ですか、これも600万と269万の予算が組まれております。これにつきましてもその事業目的、あるいは事業の中身、それと予算の内訳についてまず1点お聞かせを願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） ただいまの南議員の質疑についてご説明申し上げます。

災害時要援護者避難支援体制検討委託料199万5,000円につきましては、現在、尾鷲市において超高齢化社会が目前に迫っております。このことから行政による公助や防災情報に過度に現在依存しているところの現状を見直して、住民みずから主体的に行動していただくというふうにしていく方針のもとに、モデル地区を設定し、住民主導型避難体制を構築することを目的としてある一定の一つの地域をモデル地域として22年度に検討、それからマニュアル等を作成していきたいと思っております。予算199万5,000円のうちの内容につきましては、直接人件費、それから諸経費、人件費関係が大部分80%を占めております。これにつきましては、大学の先生、研究員等が今の段階では6回ですけど、一泊二日でやってきていただくような形をとっております。それから、あとのものにつきましては、リーフレット印刷代が20万程度見込んでおります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（奥村英仁君） ご質疑のまちなかにぎわいづくり事業とよいとこ集客交流事業についてご説明いたします。

いずれも、これらの二つの事業は、熊野古道や夢古道などへの来訪者をまちなかへ誘導し、消費や経済活動に結びつけたいと思っております。いわゆる連携した取り組みにしていきたいというように思っております。そこで、また高速道路の開通も控えていますので、今ある熊野古道なんかもあるわけなんですけど、プラスアルファの地域づくり、魅力づくりをつくっていききたいと思っております。

そこで、夢古道おわせや熊野古道センターと連携する拠点として、まず、まちなかにぎわいづくりをつくりたい。それとあわせて来訪者が、市長が言われて

いる魅力ある尾鷲、魅力ある魚のまちづくりの中の魚に焦点を当てて、それからツールの一つとして食による魅力づくりも進めていきたいと思っています。その中で、商工費の中でまちなかにぎわいづくり事業、観光費の方によいところ集客交流事業ということで、それぞれ予算計上させていただきました。ただ、予算上そうになっていますが、あくまでもこういう取り組みは一体になって進めていこうと考えております。

それで、個々の事業であります、まちなかにぎわいづくり事業についての600万円については、基本的には新年度においてにぎわいづくりをするための計画づくりをまず進めて、具体性のある計画を新年度に策定したいと考えています。この策定に当たっては、行政はもとより市民やまちづくり団体等との協議の場を設けて進めていきたいと思っています。予算内容につきましては、そういう協議の場に先進事例の方とか、今後の取り組みの考え方とかを学ぶ講師の報償費ということで100万円、それから調査旅費等の旅費、それから需用費、それから委託料が計画づくりのための委託料ということで、合わせて600万円を計上させていただきました。

それと、よいところ集客交流事業につきましては、基本的には四つのことを考えています。内容につきましては、まず1点目が、尾鷲よいところ定食の店づくりということで、前浜に水揚げされる尾鷲の魚をメインとしたよいところ定食を、店舗ごとに提案してもらいメニュー化を図っていきたいと思っています。それで、これにつきましてはこういうものができた後、それぞれの店が幾つかできたら、スタンプラリーなんかもやってみたいなと考えております。それとあと、真鯛を使った商品を開発してきました。これまでも鯛めし弁当であるとか、真鯛茶漬とかということで、養殖真鯛を使った料理を開発してきたわけなんです、これらに引き続き、尾鷲よいところ鯛カレーというのを開発していきたい。各地で食によるまちづくりということが各地でも進められていますので、本市の方も、これらにやはり食による魅力づくりもやっていきたいと考えています。

それとあわせて、そういう二つの事業とか今までのことがありますので、そういう食の店のマップもつくっていきたいと考えております。それとあわせて、4点目は、そういうマップをつくった後、メディア等にPRしていきたい。それとあわせて、スカイフードレストランにて、例えばよいところ鯛カレーなんかの試食PR会もやっていきたいなと考えております。

予算内容につきましては269万9,000円で、報償費、それから予算書に

あるんですが、定食づくりの委託料とか、マップづくりの経費とか、そのようなもので269万9,000円となっております。

以上であります。

議長（三鬼和昭議員） 南議員。

7番（南靖久議員） ご丁寧なよくわかる説明、ありがとうございました。

まず初めに防災支援の方なんですけども、今、防災担当の方が、予算の内訳を聞きますと、ほとんどが人件費、80%ということで大変驚いたんですけど、年に6回かの地域との懇談会するんですか、特に自主防災を高めるという意味で。それと、パンフレットづくりが20万と言うたですね。そういった中で、これは恐らく特定の大学の先生と随意契約が何かをされると思うんですけど、そういった中で、199万のうち人件費が80%というたら、こういった予算編成って過去にもこんなことがあったのかなという思いが僕、したんですけど。やはり、人件費と仕事内容の比率というものがある程度あると思うんですね。僕。いろんな委託業務にしてもね。そうなのかなという思いで。また改めて、こういった契約方法でいくのか、またお聞かせ願いたいと思います。

参考なんですけど、余分なことですけど、先般のチリ津波の話ですけど、何か地域全体が安心感を持って何にも、僕自身もそうなんですけども緊張感が、住民自体が緊張感がかなり足りなかったと思うんですね。そういった意味で、1項も2項も、もっと防災無線の使用方法だとか、あるいは役所の職員の方々の警戒、消防団の警戒というようなことをもっと僕は緊張感のある、本当に緊迫感の迫ったようなシステムを構築できるような形のものをつくっていただきたいんです。幾らこんなものをつくっても、前回の津波の様子を見ていますと、何か本当に全く緊張感がなかったですね。ただ、僕気づいたのは、各漁船が尾鷲湾内でもかなりの漁船が堤防から湾の方へ避難されたんですけども、当時、ものすごく外湾が波がありまして、内の方で船をとめておった。しかしながら、2時45分ごろを過ぎるとどんどん船が帰ってくるんですね。そういったことと、僕は漁師の方に聞いた話なんですけれども、湾内に船をとめておると全く防災無線が聞き取れなかったということで、ラジオなんか持っておる人はそれとして対応できたかもしれませんけど、できたら尾鷲湾内に向けての防災、そういったこともできたら考えて、この中の話で考えていただきたいなと思うんですけど。そういった苦情は一般質問になっていくものでそれはよろしいですけども。できるだけ実のある自主防災の委託としてつくっていただきたいと思うんです。緊張感のあるね。そう

いったことで。

それと、これはどこのモデル地区を指定する、1カ所ですか、つもりであるのかということ、1点ですね。お聞きいたします。

それと、新産の方では、特に奥村課長が丁寧に説明をしていただきましたのでよくわかりました。特に課長は最近、海洋深層水の問題でご心労だと思いますので、再度の質問はやめたいと思います。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） ただいまの南議員の、モデル地区の選定につきましては、現在2カ所、1カ所は有力なんですけれども、それは区長さんとそれから役員さんとの同意は得ておりますけれども、現役員さんが3月末をもって退職されるから、4月の新しい総会においてこれを引き継ぐと。そこで確認するのでちょっと待っていただけないかということで、現在は発表はできないかなとは思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 南議員。

7番（南靖久議員） 今、僕が、モデル地区を設定して、大学の方が随契か何か知らんけど、その契約内容について聞いたんですけども、要するに前回のチリ津波の様子を私自身も見ておりましたら、全くもって地域全体が緊張感がなかったように感じたんです。本当にね。皆さんも恐らくそう感じたと思うんです。できるだけ、今回災害支援体制検討委員会をつくるのであれば、もっと緊迫感のある、そういった方向で僕は予算をより有効的に使っていただきたいなと、本当に思うんです。ただ大学の教授が来て、こうですよ、ああですよじゃなしに、地域の者が本当に緊張感を持たないことには全く、幾らしてもあきません。そういった意味では、できる限り地域の方が常に緊張感を持てるような、そういった検討をしていただいて、まとめていただきたいと思うわけです。

それと、契約の内容だけ、こういった契約でいくのか。

議長（三鬼和昭議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 今の質疑ですけども、まさにそのとおりで、今回のチリ津波におきましても、緊張感、僕ら自身役所の中におきましては僕らは緊張感を持ってやったつもりでおりますけれども、なかなかそれでも緊張感が全体的には足らなかったということは反省はしております。それから、防災におきましても今後、職員の資質の向上ということもありまして、防災の専門員を活用

しまして、部署部署の図上訓練を次年度においてはやっていきたいと思っております。

それから、契約内容につきましては、現在、本市において特に本市とかかわりのある高度なノウハウを持ち合わせている大学と本事業の契約を行いたいと思っております。

それから、ただ来ていただいて講演するんじゃなしに、大学の先生、それから研究員3名から4名が来ていただいて、その地区をくまなく歩く。住民とともになんです。今回、この検討委員会におきましては、そのモデル地区になった住民さんも本当に協力していただいて、皆で考えて、ワークショップを行うということでこれは大変な作業になるかと思っております。三重大の方でも3年前、遊木地区を対象にやっております。熊野市がですね。そのときは僕らも見に行きましたんですけど、地区を挙げての検討委員会、ワークショップを行っております。ですから、モデル地区に選定されるところにつきましては大変な事業だなということは感じております。その分、きちっとしたマニュアル等をつくっていかねばならないかと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております24議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、24議案はそれぞれ所管の委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問の準備のため、5分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時28分〕

〔再開 午前10時38分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順

次これを許可することといたします。

抽せんの順序により、最初に、10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 通告に従い、一般質問を行います。

今回、先陣を切ったの質疑の場をいただくことになりました。どうぞよろしく
お願いいたします。

議員となってはや9カ月、市民の皆さんはもとより、ほかの議員の皆さん、市役所の皆さんからはさまざまなご指導をいただき大変ありがとうございます。今平成22年第1回定例会は、この1年間の総括と言うべき議会であると思っております。議会の基本機能である政策決定、事務執行の監視及び評価を行うことはもちろん、この議会でのやりとりが政策立案や政策提言につながればと思っております。

2月末、鳩山首相は国民の幸福度を調べる方針を示し、3月初めにも着手するとの発表を行いました。幸福度の指標を定め、経済成長戦略に反映させるとのことです。2006年にイギリスの学者が世界幸福地図というものを出版しており、1位は福祉国家で有名なデンマーク、2位はスイス、3位はオーストリア、そして日本は90位でした。住民にとって生活する中で幸福感を味わうことは何より大切なことです。幸福の定義は人それぞれ違い、またその中で行政は何ができるかという難しい面もあります。行政機能の再定義も必要になってくるかと思えます。少なくとも住民ニーズが多様化する中、柔軟な行政運営が必要なことは言うまでもありません。

さて、今議会は岩田市長にとって初めての当初予算の上程ですが、12月定例会の質疑の中で、今後の財政運営は入りをはかりて出ざるを制すとのことでした。当初予算は約82億円。今回は厳しい歳入状況をもとにこの予算編成を行ったものと思います。しかし、昨今よく使われる厳しいという言葉ですが、いつの時代も過去最高の業績を上げている企業があります。世の中が右肩上がりの時代より、現在のような経済状態が逆にチャンスと考えることはできます。新年度予算編成方針の中でも、引き続き厳しい財政運営が続くことになるとの後に、このようなときこそ地域資源を利活用した地域の活性化に結びつく施策が重要と考えている。それは今後、時には入りをはかる、意図するという意味です。政策をとりつつ、歳入と歳出のバランスをとっていくものと理解しております。

当市ではまず小中学校の耐震化事業があります。そして、学校以外の公共施設

の耐震化、総合病院の経営、ごみ処理施設の更新、あるいは高速道路開通後を見据えた広域観光への取り組みなどが喫緊の課題であると考えます。

さて、尾鷲市では今から10年後、生産年齢人口は25%程度減少すると言われております。私は現在、時代の過渡期であると思っております。まだ何年かこのような時代の潮流が続くと思われます。尾鷲市も例外でない、超高齢化社会の中で、スマートシュリンクという言葉に集約されるように、賢く縮んでいく。その中で、尾鷲として独自のものを残していく。こういう尾鷲がいいなと思えるものを育てていく。そして、近隣の自治体と補完・協働するということが重要になってくるかと思ひます。

そこで、市長として現在の尾鷲市の状況はどう考えるでしょうか。今後、どのような視点で行政運営をしていくことが必要と考えるでしょうか。まず、市長の現状認識をお聞きして、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、尾鷲市の現状についてからお答えします。

現在の尾鷲市の人口は昭和35年をピークに減少の一途をたどり、少子高齢化が著しく進んでいます。地場産業である一次産業につきましては、従事者の高齢化や後継者不足などの要因により、産業別構成比率が昭和40年に25%であったものが、平成17年では7%まで衰退化しています。今後は、地場産業である水産業や林業の振興政策と同時に新たな産業創造が必要であると考えています。また、市民生活面においては行政に対するさまざまな要望があることも事実であり、このような現状を踏まえ、より時代に即した政策を展開していくことが必要であると認識しております。これからは、より質の高い市民サービスを実現していくために、公開と参加を原則とし、市民の皆様との対話を重ね、市民と行政が互いに知恵を出し合い、汗を流し合って政策をつくり上げてまいりたいと考えています。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 今、尾鷲市の現状、一次産業の従事者が非常に減っているということや、人口が昭和35年をピークに減り続けているということと、そして今後の行政運営の原則としては、市民の公開と参加ということが一番大事な視点ということで、今答えていただきましたけども、私はもうちょっと突っ込んで認識を、認識といいますか行政運営の視点です、お答えいただきたかったのは。普通の高齢化社会じゃなく、超高齢化ですね。10年後、50%程度に65歳以

上人口はなるんじゃないかというふうなことも言われていますので、そういう中で、半分が高齢者、そしてあと障がい者の視点ですね。なかなか見えてこない部分でありますけども、そういったものとか、そして、ただ高齢者とか障がい者だけじゃなくて、次世代を担う子供を支援するという、こういう福祉的な視点というのは、すべての行政運営のベースの視点になるんじゃないかということで私は考えているんですけども、市長としてはその辺いかが考えますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、未来ある子供たちが生き生きとして暮らせるということが一番大事な話だと思っております。それから、高齢化の話におきまして、元気な老人がみんなを支えていく。あるいは障がい者の皆さんにとっても、地域みんなが支えていく。そういう支え合いの地域を目指していきたいなと思っております。子供たちにとっても、地域が育て、地域がはぐくんでいくという、そういう支え合いの構造をつくっていききたいなというふうに感じているところであります。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 地域で支え合うまちをつくっていくということで、ぜひ、分野はまちづくりとか福祉の分野に限らず、今回、先ほどの質疑でもありましたけれども、災害時の要援護者、まさにそのような考え方なのかなというふうに思いますけれども、すべての市政の中でそういった視点を取り入れていただきたいと思っています。

さて、次に行かしていただきたいんですけども、市長が就任後の所信表明の中で、市役所内の縦割り行政の問題や現場主義の徹底ということをおっしゃったので、私は8月と12月の一般質問で組織風土改革ということについてお尋ねしました。その後、市役所の出入り口に職員提案箱が設置されて、そして市長と若手職員とのランチミーティングが始まったということです。市長が就任して7カ月余りですが、市役所内はどのように変わってきたのでしょうか。市長の率直な感想をお聞かせください。

そして、今後市役所の代表取締役としてのリーダーシップ像というものについてお答えいただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市役所の変化とリーダーシップ像についてであります。さきの12月定例会でも申し上げましたように、組織風土を変えるということは一朝一夕にはいかないものと思っております。早いもので市長就任後7カ月余りを経

過しておりますが、職場内で徐々に変化が生まれてきていると感じております。私は職員個々に対する指導力も大切ですが、さらに組織として行政の力を最大限に発揮することができるようにしていくことが真のリーダーシップではないかと思えます。

このようなことから、まず組織風土を把握し、これをよりよいものにしていくことが大切と考え、政策提案制度、並びに身近なところから職員の意見を広く求める職員提案箱を設置いたしました。また、本市の施策とも関連する魚・木・子育てをテーマに若手職員とのランチミーティングを実施し、多くの若手職員と忌憚のない意見交換を始めております。ミーティングにおいて私が感じたことは、思っていたとおり、前向きで勤勉実直な職員の姿勢がうかがえたことであります。上下の関係なく職員から新鮮な意見や積極的な提案なども聞くことができ、こうした風通しがよくなる試みが大変有意義なものであると感じております。この雰囲気大切に、全庁的に普及できるようこのような機会を今後も積極的に設けてまいりたいと考えております。リーダーシップは右向け右というような命令で職員を動かすものではなく、リーダーと職員とが意思疎通を図りながら一定の目的に進んでいくべきものだと思います。そのためには、みずから先頭に立つとともに、コミュニケーションや気配りによって納得性の中で職員同士の横の連携の強化を図り、職員と知恵を出し合いモチベーションの向上や組織風土の改善に努めてまいります。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 1年間でこのようなテーマは3回目にお聞きすることになったんです。なかなか一朝一夕にいかないといえども、雰囲気的に徐々に変化をしているといったことですかね。そしてまず組織としての風土を把握するのに政策提案制度とか、職員提案箱を設置したと。そして、若手職員と直接、テーマを決めて会話するようなランチミーティングを行ってきたということで、まだ本当に7カ月ですので、今後また月日がたつごとにいろいろ変わっていくんじゃないかなというふうに期待をしております。

これは表向きのことなんですけれども、先日、耐震化特別委員会の方で、亀山市の市役所の方へ視察を行かせていただきました。そしたら、市役所に入ると、いらっしゃいませというふうな声がどこからともなく。ちょうど亀山市は入ってすぐのところに総合案内窓口、そういったものが設置されていて、その人の声だったんですけども、入った瞬間にもてなされたようないい気持ちになりました。

て、視察の非常にいい感触を受けたなど、そういったことがありましたので、今、もてなしというようなことを観光の分野等々やっておりますので、ぜひ市役所がそういったよりよいもてなしの雰囲気と申しますか、そういったものもつくっていただきというふうに思っております。

そして、リーダーシップ像、次の質疑の中にもまた出てくるかと思うんですけども、トップダウンではなくて、納得性を重視したリーダーシップ像を描いているということで、それは最近よく言われる言葉でいうファシリテーターという言葉、最近よく使われますけども、当然市役所内ではファシリテーターとして、そしてそれだけじゃなくて、多分市内外のそういった人ともファシリテーターの代表として今後また力を発揮されていくんだというふうに理解をしております。

さて、ちょうど今の話と関連していくことなんですけども、今後の市役所像と経営品質向上活動、このことについて次に話を進めていきたいというふうに思っております。行政というのは過去の延長線上とか積み重ねの業務というのが非常に多く存在します。しかし、時代と住民ニーズに合わせて、どのように業務内容や業務の進め方をよりよいものにしていくか、これが大事なことであろうというふうに思っております。行政経営品質向上活動というのは、そのための土壌改良を施していくものだと思っております。この経営品質向上活動というのは単なる業務改善ではなく、行政サービスや行政サービスを生み出す過程を革新していくための活動であると言われております。つまり、今までの延長線上だけで業務を進めていかないということのあらわれでもあると思います。2月中旬に行われた行財政改革セミナーでは、経営品質向上についての研修でした。このセミナーをキックオフとして、新しい改革に着手されたものだと思っております。今回の所信表明の中でも、新しい行財政改革プランの策定に先立ち、市民サービスの質の向上のために、まず職員のやる気向上、活発な職場風土の醸成が肝要であり、解決する手法として経営品質向上活動が効果的であるというふうなことを言っておられました。

では、市長としてはどのような市役所像というのを描いているのか。そして、市役所を運営、今では経営というふうな言葉が使われますけども、していくにはどういった基礎的な考え方というのを考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

そして、経営品質向上活動というのは市役所内の対話を促進させるということが一番重要であると言われております。その根幹というのは対話による気づきと

という言葉であらわされますが、そういったことであります。ただ話すということではなく、物事を進めていく創造的な会話をするということであると思います。今回、当初予算を組む過程で市役所内では大いに議論を交わされたことだと思いますけども、その過程で市長として何らかの気づきがあったかといったことをお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市役所像についてであります。私の思い描く市役所像は市民の皆様へより充実したサービスを提供していくことが第一と考えます。そのためには、常に市民の皆様が目線に立つように心がけ、誠心誠意対応していくことが大切であると考えております。先ほど、大川議員から亀山市でのあいさつの話がありましたが、来庁された方々へのあいさつの徹底や対応の質の向上など、気配りのできる職員の育成が必要不可欠であります。現在も、接遇研修や職場内研修に取り組んでおり、さらに市民の皆様にご満足いただけるような市役所を目指します。一方で、コスト意識を高め、民間企業の経営的な感覚を持ち、真に市民の信頼にこたえられるように取り組んでまいります。

最後ですが、予算作成時の気づきについては特に思い当たりませんが、対話を十分重視して、皆さんと一生懸命に対話しながらやっていったということだけは報告をさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 市役所像というのは市民の皆さんに充実したサービスを行うと。もうちょっと本当は深いといいますか、具体的なといいますか、イメージももし描いていたら教えていただきたいんです。なかなか、誠心誠意対応するとか、その辺は多分今までも言われてきて、今後も言われていくんだと思うんですけど、ずっと当たり前のことなんですね。ですので、そういうところからもう一歩踏み込んで、具体的に尾鷲市の市役所というのはこういったサービスを充実していくといった面、そういった面を踏み込んでリーダーとして言っていただきたいなというふうに私は思っているところです。

そして、答弁がなかったんですけども、運営の基礎の考え方といいますか、ご存じだと思うんですけど、横に横田副市長がおりますので十分ご存じだと思うんですけども、三重県の三重県庁、行政運営の母体というのは、行政経営体系というのがありまして、その中に経営品質向上活動が一つあって、そして、またきょう最後の方にお話ししますけども、危機管理という部分、そして環境マネジメン

トであるISO14001、これは以前も尾鷲市の方もとっていたわけですけど、こういった三つが母体となって、その上にいろんな政策、各分野の政策を立てていくという。そういう基本的な考え方ですね。市役所はどのような考え方で仕事をしていくという。そういった哲学のようなものというのもそろそろ持つ必要があるんじゃないかなというふうに思っております。ちょうど尾鷲市でも、特に新産業創造課さんなんか縁のある、多気町の万協製薬、皆さんご存じだと思うんですけども、こちらが、今年度2009年度の日本経営品質賞というのを受賞されたということで、民間であれば、先ほど民間の考え方もというようなことを言われましたけども、そういった見習うべき見本というのは身近にあるなと思っておりますので、またそういった方といろいろ研修をやるとか、そういったこともやっていけたらなと思っております。

そして、気配りとかそういったのができる人材育成をしているということがありましたけども、こういった市役所内の改革といいますか、新しいことをやっていくには、キーとなるといいますか、触媒となるこれという人材が、まず発掘ですね。育成じゃなくて発掘が大事だと思うんですね。満遍なく研修しても、受け取り方とか、それに対する理解度とか、そういったことというのは千差万別だと思うんですね。その中で、これといった人材の発掘というのが一番大事になってくるのではないかなというふうに思っております。

次も関連してということなので、次に行きたいんですけども、行財政改革についてですね。現在の尾鷲市の行革の大もとというのは平成9年に策定された尾鷲市行政改革大綱ということであるというふうに思います。既に13年が経過して、当時の趣旨と変わってきていることもあるように思います。事務事業の見直しによる効率的な行政運営を始め、五つの方針がありますが、この中にはいまいち行革の目指す姿というのが書かれておりません。ややもすると、行革のための行革といった印象も持ってしまいます。まず、今回新しい行政改革を進めるに当たって、この大綱の見直しというのは考えているのでしょうか。そして、今回の行政改革では何に重きを置くのでしょうか。恐らく、業務の集中と選択といった言葉はよく言われますので、そういったことを進めていくんだと思うんですけども、その中で、改めて市役所の役割とは何か、何をしていくところなのか、そういう本質的な議論をしていくべきだと思いますが、市長としてはいかが考えるのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 新たな行政改革と経営品質向上活動についてお答えします。

本市は平成9年度に行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しによる効果的な行政運営、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理及び職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、会館等公共施設の設置及び管理運営の五つの基本方針を理念としました。さらに、平成17年に総務省から出された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針により、集中改革プランを策定し、現在、その着実な実行を期しているところであります。この集中改革プランは今年度末をもってその対応期間を終了することから、新たに新行財政改革プランを策定しようとしております。新プラン策定並びに実施に当たり、行財政改革の推進体制を強化する観点から、行財政改革推進本部の下部組織としてのワーキンググループを新たに設置しました。このワーキンググループは、中長期の将来展望を見据えて、新たな発想でプランを検討していくために、30代、40代の中堅職員で構成しており、本年1月に発足いたしました。これまで2回の会議を行っており、行財政のあり方、取り組み項目、期間、評価方法などの具体的な検討段階に入りました。

新改革プランでは、市民サービス向上の視点、経営の視点、健全財政の視点の三つの視点を基本理念とし、計画の取り組み期間を5年間とし、本年9月を目途に策定するものでございます。また、現行のプランにおける48の取り組み項目を検証し、その達成度や成果等を踏まえ、引き続き取り組むべきものは、多様化する行政課題に即したものに改め、これを継承いたします。

この新改革プラン策定の特徴といたしましては、ワーキンググループにおいてたたき台をつくり、改革を実行していく担当課と十分議論するプロセスを経て策定するものであり、職員によるボトムアップ型のプランにしたいと考えています。ボトムアップによる行財政改革では、何に取り組めば市民サービスが向上するのか、どうすればコスト削減、効率アップにつながるのか、職員みずから気づき考え行動し、現場が納得しながら改革の歯車を回していく仕組みをつくることが重要なポイントであると認識しております。なお、すぐに取り組まなければならない行政課題については早急に洗い出し、プラン策定に先立ち、率先実行をしていきます。

前の質問とも重なりますが、経営品質向上活動については、去る2月16日に三重県職員を講師に迎え、経営品質向上研修会を実施いたしました。このことが本市にとっての経営品質向上の第一歩であります。

市役所は何よりも市民の皆様信頼されることが重要と考えており、そのためには職員一人一人が信頼される職員でなければなりません。サービスは人なりと言われるように、職員の意識が重要であります。民間経営、行政経営を問わず、職員満足度が高まれば、顧客満足度も高まると言われています。そこで、いかに職員の士気を高めるかであり、どんな効率的なプラン、システムをつくっても、そこで働く職員の士気を考えなければ、仏つくって魂入れず、と言われるがごとく、市民サービスの質の向上は期待できないと認識しております。経営品質向上活動は今始まったばかりであり、どのように取り入れていくかはワーキンググループで十分議論し、本市の組織風土等も勘案し、着実に実施していきたいと考えております。

先般、所信表明で申し述べたとおり、行財政改革は終わりのない取り組みであり、刻々と変化する環境の中で、自立的、継続的な行財政運営を目指し、不断の決意をもって取り組んでまいります。大川議員におかれましては、経営品質向上活動に精通されていると存じます。今後とも、本市の経営品質向上活動の推進にご指導、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 目的は信頼される市役所をつくると。そして、何よりもそのためには職員が信頼されることということで、そういった視点でいろいろ行財政改革プラン策定に今入っていると。その三つの視点、市民サービスの向上と経営的な視点、そして健全財政を行うという、今回その三つに焦点を絞ってやっていくといったことを今お聞きしたわけですが、その前に、そういった中で集中改革プランというのをなぜやるかとか、やらないといけないのかとか、そういった前提の議論なんていうのもあったんでしょうか。そちらをお聞かせください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 課長会議を始め、ワーキンググループと、その辺で行財政改革プランの必要性については議論を進めております。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 必要性については進めているということですが、もともと平成17年に総務省が指針を出して、もうそろそろこの自治体もやれよと。それ以前からももちろんやっていたこと、尾鷲市もそうですけどもあったと思うんですけども、それで全国的に行革という言葉が出てきて、やられるようになったと思うんですけども、なぜかそうすると一見やらされ感みたいなものもありまし

て、市長が言われる納得性とか、そういったこととは若干ずれてくる部分もあると思いますので、その辺本当になぜやるのかといったことからしっかり議論を積み重ねてやっていただけたらなと思っております。

そして、最後の方に言われた職員がやっぱり大事だということで、実は、行革の中に僕はぜひ入れていただきたいというのは人材育成の部分じゃないかなと思います。地方分権とか、地方主権も2000年ぐらいから言われるようになりましたけども、まだ本格的には地方分権、実際しないですね。ただ、今政権がかわって、本格的に権限と財源を渡すと民主党の議員はよく言っておりますので、ただそれにも問題があって、お金と権限、いわゆる事務的な権限を渡されたところで、だんだん地方の基礎自治体というのは人口が減るにつれて職員が減るわけですから、これ以上に仕事をするということが多分なかなか難しいと思うんですね。だから、私はさっき言ったように、どんな市役所にするのかとか、あと、本来は市役所の役割、公の役割、こういったものをしっかり定義していかないといけない。といいますのは、先ほどの質疑の中の防災の部分で、なかなか今のところは行政主導ということで、それを何とか民間主導というか、そういったふうに変えていくといったことのような話もありましたように、これは市役所がやること、これは市民の方にやってもらうこと、そういったことを定義をして、そしてそれをちゃんと市民の方に納得いくような説明というか、だから市民の方ともしっかりとした対話というものが必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

特に、先ほども話があった人材育成の部分というのは、尾鷲市も人材育成の方針等があると思うんですけども、そういったものも改めて人材育成の方針とか、研修の体系とか、そしてあるいはキャリアデザインというものを、将来自分が市役所の中でこういったふうな役割を果たしていくか。もしかしたら今からは、民間からの採用も年齢制限がなくなってふえてくるかもしれないし、あるいは民間に出ていくという人も出てくるかもしれません。そういったふうな人材育成というのも、視点というのもぜひ入れていただきたいなというふうに思っております。

さて、一応行革とか市役所のことに関してはこのあたりで議論を終わりにして、次、病院の方に入っていきたいというふうに思っております。

せんだって2月23日の中日新聞の朝刊に、平成20年度中部9県173自治体病院の1床当たり繰上額の記事が載っておりました。尾鷲市総合病院は1床当たり36万円と繰上額が4番目に少ない病院でした。21年度末の損益計算書か

ら換算すると63万円、前年度比2倍近くとなりますが、それでもまだ少ない方と言えるようです。財務指標で見ると、非常に頑張っているというふうな印象を受けました。平成22年度の当初予算案の中で見ると、約30万円となっております。しかし、これで安心することはできません。予算規模の大きな自治体であればいいですが、予算規模が小さい当市では少ないにこしたことはありません。

以前の一般質問の中で、徹底した利用者本位の病院を目指すことが大事ではないでしょうかとの質問をしました。今回の所信表明を聞くと、一番の課題は医師の確保であるということでした。しかし、まずは魅力ある病院づくりを進めることが先決ではないでしょうか。医師に限らず、看護師、薬剤師など、医療従事者に来てくださいと言うだけでは、なかなか来てくれないものと思います。来てもらう理由があって、相手のニーズと合致して、初めて来てもらえるものだと思います。これについては、いかが考えておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 総合病院の展開についてであります。

病院経営を取り巻く環境は近年、国の医療費抑制政策により、ますます厳しさを増しており、従来にも増して効率性を高める努力が必要であります。また、一方において、医療技術の進展や機器の高性能化によって病院に必要とされる設備投資が年々増大する傾向にあります。魅力ある病院づくりを進めるためには、医師のみだけでなく、看護師、医療技術者やその他の職員が充足されていることが最も大切で、この医療体制が整って初めて健全な病院運営を進めることができます。本病院の現状は、看護師、医療技術者はほぼ充足しているものの、最も大切な医師が不足しており、まずはその医師確保が喫緊かつ必要不可欠であると考えております。

一方、このような診療体制とともに質の向上も大切であり、質の高い医療技術とサービスを提供する病院、患者さんに信頼され、いつでも安心してかかっただけの患者さん主体の病院などを基本理念として掲げ、医療事故防止対策委員会、栄養・治療方針検討委員会、感染対策委員会、接遇向上委員会などを設置して、利用者本位の病院づくりに努力しております。

こうした状況のもと、病院経営を安定させるための効率的な経営に向け、その経営管理指標を新年度中に検討し、これを取り入れていきたいと考えております。同時に、地域の皆様の医療ニーズに対して適切にこたえることができる品質の高い医療サービスを提供していきます。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 新年度中に経営管理指標を導入していくといったことを今、お答えいただきましたけども、さっきの市役所のことや行革でも同じなんですけども、やっぱりステップというものがあると思うんです。これは一つのステップなんですけども、今まで病院が大事にしてきた考え方とか運営方針というのから、新しくこれから目指す具体的な姿を明らかにする。これはまずビジョンをつくるということですね。そして、患者本位ということも言われておりますので、ただ、ここの病院に来院する患者、また来院する可能性のある患者の特徴を理解して、それに対して期待されている役割というのを理解すると。これは顧客認識というものです。そして、場合によっては先進的なこととか見習うべきような医療機関というものを見に行き、その特徴を把握すると。ベンチマーキングというものです。そして、今の自分のところの病院の強みと言える設備、技術とかノウハウ、これも当然あると思いますので、独自性というものを明らかにすると。そういうものから目指す方向に向けて、経営の何を変えていくか。何というのは、人ともとの金、プラスアルファの指標というのをつくるといったのが一つの改革プロセスだと思うんですけども。これは経営品質向上活動の医療版と言われるものの考え方のベースになるものなんですけども、ひとつ参考にしていただけたらなと思っております。

1月の病院運営懇談会、この中でも話題に出ていましたけども、院長、事務長、そして紀北医師会長、それぞれ共通していたのが、やはり規模の問題ですね。将来のベッドの稼働率とか、患者数の自然減、こういったものも勘案しながら、いよいよそういったことも考えていかないといけないのではないかとこのうふなことをおっしゃってました。

今年度中に一応、経営管理指標、新しいものを取り入れるということですので、それが改革のデザインを描くといったことで私は理解させていただきます。

さて、時間も押しておりますので、次に行かせていただきたいんですが、魅力ある魚のまちづくりと観光政策のビジョンということで。平成19年に当市では観光交流元年ということで、ちょうど3年を経過するところです。夢古道おわせを始めとする集客交流施設が整備され、順調な運営を続けております。そこで、次に、市長のビジョンである誇りあるまちづくりや魅力ある魚のまちづくりを実現していくツールとして、鯛カレーの開発や定食の開発、そして、まちなかへの集客というアイデアが出てきたのだと思います。まず、これが出てきた議論のプ

ロセスというものはどういうものだったのか、お聞かせください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 魅力ある魚のまちづくりと観光政策ビジョンについてでありますけども、第5次総合計画を策定してから8年余りが経過していますが、本市におきましては平成19年を観光交流元年と位置づけ、第5次総合計画後期基本計画における、まるごと尾鷲を売り出す体制づくりを推進してまいりました。特に地域資源を活用した事業展開につきましては、これまでの尾鷲まるごとをキャッチフレーズとした観光物産など、尾鷲中の要素がまるごととなった取り組みを継続発展させていくものとし、市内全域の地域資源の発掘、磨き上げ、その資源を取り組むまちづくりの団体の育成などを有機的に連携させた事業の作り込みを行っているものであります。このような中、魅力ある魚のまちづくりにおきましては、これまで真鯛等を活用した商品開発などの取り組みも行ってまいりました。さらに、前浜に水揚げされる多種多様な魚介類に着目し、その中にはいまだ活用されていない、未利用魚も少なくないことから、食による魅力の創出のツールとして、新年度において、尾鷲よいとこ集客交流事業やまちなかにぎわいづくり事業を実施するものであります。これらの事業により魚のまちをPRし、集客を図ると同時に、その集客を地域消費につなげていくためのツールとして、また観光客やメディア等にわかりやすく情報発信していくことも大切なため、こうしたことを念頭に事業を進めてまいります。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 流れといたしますか、目的のようなものも一応わかるんですけども、この中で尾鷲市の観光政策のビジョン、以前も聞きましたけども、そういったものをどうしようかというふうなことは、議論というのはなかったでしょうか。といたしますのは、今の話を聞きますと、どうしても尾鷲の観光というのは魚を食べに来てもらう、それが目的。確かにそれが一番大きな目的かもしれませんが、これだけですと、尾鷲の観光というと魚を食べるだけということであれば、ちょっと足りないような気がしますので。そしてあと、今市長が考えておられる魅力ある魚のまちづくりというのは、まちづくりの観念なのか、それとも魚を広めるための考え方なのかという、そのあたりの考え方というのも同時に聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども説明させていただいたとおり、尾鷲まるごとの取り組

みを継続しながら、新たなツールとして例えば鯛カレーとか、尾鷲よいとこ定食を使っていくということであります。近年、各地で尾鷲まるごとの取り組み、例えば輪内での取り組み、早田での取り組み、梶賀での取り組み、いろいろあります。そういったものの総合的なものの中に、新たに尾鷲よいとこ集客交流事業、あるいはにぎわいづくり事業を加えていく。今までの取り組みの連携、あるいは総括、そういったものをしながら新しい要素も加えていくといったことでもありますので、もちろん熊野古道、世界遺産の活用、あるいは夢古道の湯の活用、そういったものは当然連携していかなければならないものと認識しておるところであります。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 施策的なことというのはわかるんです。尾鷲まるごとを売り出す中に食、もちろん夢古道なんかも含めてあるというのはよくわかるんですけども、どちらかというともるごとの取り組みというのはものを売るといいますが、売るだけじゃなくて、何か尾鷲のブランドというものをつくっていくといったことを、そっちをやっていかないと、ある程度消費されてしまって、そしたら何もなくなってしまったというふうなことにならないかなというのが一つ心配があるんですけども、尾鷲のブランドという今まで考えられていたものがたくさんあると思うんですけども、雨も一つですね。昨年雨量が日本一にまた返り咲いたということもブランドになると思います。そして、古道もそうですね。そして、前に言った町並みとか祭りとか、いろいろあると思うんですけども、そういったものをもう一度見つめ直して確立していかないと、今ですと尾鷲にあるものを使って、加工して売っていくといったそういったものが中心になっていくので、何か切り売りされていてもったいないなという気もするので、私はちょっと言ったままでなんですけども。

そして、魅力ある魚のまちづくりというのは、僕はその言葉を聞いてそれが尾鷲市の一つのビジョンということであれば、その後に例えば水産振興をどうしていくか、人材育成も含めてどうしていくか、そして産業振興をどうしていくか、そしてその一つに集客交流としてどうしていくか、その中で魚を使って料理や何やというふうなことが出てくるといいうふうに私は理解をしているんですけども、このあたりどうでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今までのまるごとの取り組みは、ただ単にものをつくって売っ

ていくということではありません。もちろん農商工連携のもとに新しいブランドをつくっていくとか、あるいはもっと言えばそういった取り組みの中で組織があるいは仲間が元気になっていく、あるいは力をつけていく、そういったねらいのもとでやっているのがまるごとの事業でありますので、その中から新しいブランド等も当然生まれていってほしい。例えば梶賀であれば、あぶりという商品がありますが、これを例えば梶賀の地区の人たちは今後、皆一生懸命になって売っていこうというような試みがされております。そういった動きが重なっていけば、尾鷲の魅力を十分発信できるんじゃないか。最近の旅の傾向を見てみますと、今までは寄り道をしながらやってきた旅というのがほとんどだったと思いますが、最近の傾向を見てみますと、目的一直線といった感じの傾向が見てとれます。そういったものに対応できるような地区の動き、あるいは尾鷲市全体の動き、そういったものをつくっていききたいなというふうに思っているところであります。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 今、最後に、最近の旅行の傾向はピンポイントのような旅行が多いということで、仮に、市長がよそからお友達がやってきて、一日尾鷲で過ごすということになった場合に、どんなプランというのを考えますか。即興で思いついたことがあれば簡単に言っていただきたくんですけども。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、過去にも尾鷲の魚を食べるツアーというのを個人的に企画してやったことがありますので、まずは市場を見学していただいて、その市場を見学してもらった中で、目的の魚を見つけていただいて食べていただく。それから、もう一つの尾鷲の売りであります山を見ていただく、あるいは熊野古道を歩いていただく、そういうった中で癒しを感じていただけたらいいなど。最後は夢古道の湯でくつろいでいただいたらどうかなといったことを考えております。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 同じように、市長ではないですが、私も突然名古屋とか大阪の友達がやってきて、一日尾鷲で遊ぶといったことが時々あるんですね。そういうときにいつも、どうやって一日尾鷲で過ごしてもらおうと考えて、朝来れば確かに市場があって、僕もそういったことを考えたこともありますが、これは正直、今、夢古道からの充実してきたとはいえ、なかなか尾鷲で一日遊び回るといっても難しいということもあって、最初にちょっと言いましたけども、広域観光という部分ですね。紀北町とか熊野市、隣と連携をするといった。決し

てこれは自分のところにお金が落ちないというだけではなくて、お互いに熊野はこういうものがある、紀北はこういうものがある、そして尾鷲はこういうものがある。そういった強みを上手に使う、それで観光してもらおうという方がよりお互いの市町にとってはメリットがあるのじゃないかなと。来る人にとってはまちというものが連続していますので、ここに住んでいるとどうしても尾鷲というふうなイメージがありますけど、よそから見るとこの辺が最近南伊勢とよく言われますが、そういった一体というふうなイメージもありますので、そういった考えもいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

時間が大分押してきてしまって次へ行きたいんですけども。まちづくりの関係に関しては、外部のコンサルタントに来ていただいて、ノウハウを伝授していただいております。そういった条件で、当然成功事例をなぞればある程度の成功は見込めるということが予想されます。ただ、そういうコンサルとか離れた後のフォローが非常に難しく、みずから持続的な事業をつくり出していくことの難しさがあります。市役所内外にそういったみずから考えて持続可能な事業をつくり出していくといった人材育成が、こういったまちづくりにおいては必要かなと思うんですが、その点についてはいかが考えますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 持続可能な事業の創出ができる人材育成についてであります。これまでさまざまなコンサルタントを招き、市民はもとより市職員についても意識の高揚を図るセミナーを開催してまいりました。このような中で、幾つかの団体が活動を開始したり、さらに活動を拡大しコミュニティビジネスに結びつけたりするなどの成功事例があります。一方で、これを持続していくといった課題もあり、今後につきましては先進の成功事例から学ぶことはもちろんでありますけども、みずから創意工夫し活動できる人材育成にも努めてまいりたいと考えております。それは喫緊の課題ではないかなと思っております。そのために、行財政改革、経営品質向上活動、そういったものを利用していきたいなと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 市長も今、みずからつくり出していくといった、そういった人材の重要性を言われましたので、まちづくりというのはよその人にいろんな視点を持ち込んでもらうというのが大事なんです。考えるのは自分たちだというのが、これが本来だと思うんです。ですので、例えばコンサルタントがいろいろ来ますけども、引き出してもらうコンサルタントとか、一緒に考えるコンサルタ

ント、一緒に成長できる、そういった人材コンサルタントというのをぜひ呼んでいただいて、活用していただきたらなと思っております。

さて、最後に危機管理、今回、深層水取水障害がありましたので、それと絡めたお話を最後にさせていただきたいと思っております。市役所の危機管理ということ。

昨年末のインフルエンザに関して無事終息をしたということです。そして、昨年10月の台風18号、そして先月末のチリ地震による津波、これらともに大きな被害もなく済んだということはやはり、防災能力が高いなということであらわしていると思います。そして、先ほどの質疑にもありましたように、4月からは要援護者の避難支援体制のモデルづくりを行うということで、より一層防災意識の高いまちづくりが進むものと期待しております。

さて、市役所の危機管理というものは自然災害だけではありません。今回、津波とほぼ同時に起こった深層水の取水障害も、市としては一つの危機であろうというふうに思います。現在、鋭意復旧に向けた作業を行っているということで、担当課の皆さん、指定管理者、並びに施工業者については大変ご苦労さんであると思っております。全国的にこのような問題がなかったというのではなく、今まで何かしらの海洋生物が入り込み取水率を下げていたということがあったというのは今回のような事例も起こり得るということだと思います。危機管理でハイインリッヒの法則というものがありますが、何度かのひやりとすることがあれば、その背景には何かしら改善する課題があるということです。市長として、市役所の危機管理というものについてはどのように考えておられますか。お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 本市の危機管理についてお答えいたします。

例として言われたアクアステーションの取水障害に伴う分水停止につきまして、海洋深層水をご利用いただいている皆様を始め、市民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけいたしており、まずもっておわび申し上げます。

昨日、取水管に強制的に水を逆流させる逆栓手法による作業についてですが、朝8時30分から機器の設置を行い、取水管に直接つなく仮設配管を取りつけ、12時40分からは連続圧送作業を開始し、徹夜で行いました。これにより、閉塞状態の取水管の内部に水道ができた模様です。また、昨日は独立行政法人海洋研究開発機構、JAMSTECのご協力により、ROV、潜水口ポットですが、それによる取水口の状況確認を行っていただいたところ、異常は認められ

ないとの報告もいただいておりますことをあわせてご報告いたします。

さて、今回の取水障害の発生に関しましては、指定管理者と取り決めている危機管理マニュアルにおける取水・分水停止時の対応マニュアルにのっとり、対応しております。しかしながら、今回のような取水管をほぼ完全に閉塞させるような事例は全国の取水地において例がなく、まさに想定外のケースであることから、導入する復旧方法やその準備等に予想以上に時間がかかり、不明確な要素が多く、提供できる情報量が不足しております。引き続き、完全復旧に向け鋭意作業を続けており、これまでの経過を踏まえ、作業内容や状況報告など、できるだけ詳しい情報をお伝えしてまいりたいと考えております。

このような状況は市役所のさまざまな業務の中において潜在していることを認識しております。個別業務においては災害時における防災マニュアルや尾鷲総合病院における医療リスクマネジメントのように、既に業務危機管理マニュアルが作成されているものもあります。しかし、各種事業に対しての対応方針については、尾鷲市職員事故審査会が事案ごとに検討している状況であり、全庁的なリスクマネジメントに関する考え方、即ち未然に事故を防止するマニュアルの作成方法や、市民への情報提供のあり方はまだ示しておりません。リスクの変化を敏感に察知して、適時適切に対処する方法や、日ごろからの情報の識別や収集、処理及び伝達の円滑化と非常時の対応方針を明確にしておく必要があるため、各業務におけるリスクマネジメントを確立できるような行動指針を策定いたします。

議長（三鬼和昭議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 今回の事故といいますか、障害は想定外のことで本当に大変なことだったと思うんですけども、もうちょっとしたら何とかかなりそうだという、今、対応経過をお聞きしたんですけども、本当によかったなと思っております。本当に一刻も早く回復することを願っているんですけども、今市長も言われたように市役所内にはさまざまなリスクといいますか、そういったものが潜在しているということで、全庁的なリスクマネジメントのことをやっていきたいというふうなことを言っておられました。それで、マニュアルをつくられるということも今言っておられましたけども、危機管理というのは市役所内の風通しの問題、組織風土ということが一番大きいと思うんです。今回の問題というのは、今から逐一作業の状況なんかも詳しく報告していくということでしたので、本当に逐一、外の人にとっては情報提供というのをしていくことを望んでおります。今回これを取り上げたというのは、一番大きな目的というのは、責任がどこにあるとか、

そういったことを追及するというものではありません。市役所を取り巻くことでいろんな問題とか、今まで想定していなかったことというのがたくさん起きてきます。そういったものを対応して終わりではなくて、その中にこういった課題が眠っているんだろうとか、そういった課題をつくって、政策ですね、それを解決していくというふうな市政に転換をしていくよ一つの事例ではないかなということで、今回の話題に出させていただきました。ですので、今回の対応というのが逆にほかの地域の海洋深層水事業の見本になればというふうなことを私は願っております。

本当にいろいろ課題があって、何から手をつけていくか、まずは目指すものというのははっきりしないと、手をつけようがないと思います。そのための根本的な議論というのが必要ではないかというふうに私は思っております。それで、今回このような一般質問をさせていただいたわけですが、また、そういった議論をするというふうな風土をつくっていただくということが一番大事じゃないかなと思っております。それは市役所のリーダーである市長ご自身にかかっていることだと私は思います。一応これが最後の感想であります。

以上で終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩いたします。再開は午後 1 時からです。

〔休憩 午前 11 時 39 分〕

〔再開 午後 1 時 00 分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

11 番、濱中佳芳子議員。

〔11 番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11 番（濱中佳芳子議員） 一般質問をさせていただきます。

3 月に入りまして、天気の変化も小刻みになってまいりました。暖かさを感じる日も多くなってまいりました。午後のひとときですけども、おつき合いいただきたいと思っております。

今回の質問は環境施策についてですが、これは市長が常々おっしゃっておられて、きょうの午前中の大川議員に対する答弁の中にも時々出てまいりました、魚のまち尾鷲、それをより輝かせるものにするために、最も充実させなくてはならない施策ではないかと思っております。この地域の生活は急峻な山から日本一の雨量をもって目の前の海に直接影響を与える地形の上にあり、市民生活の環境基盤を向上させることで海を守ることになるのは今さら言うまでもありません。

そこで、今回示されました一般廃棄物処理基本計画策定に関してお伺いいたします。一般廃棄物については大まかな分け方としてごみとし尿に分かれるわけですが、今回はし尿に関してお伺いいたします。

市のホームページには、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画が示されています。ここ3年間の推移として、その計画書にも記されているように、各家庭での水洗化や新規浄化槽の設置により、収集量は増加の一途であります。当市の処理場であるクリーンセンターの処理能力は、一日当たり40キロリットル。365日フル稼働して、1万4,600キロリットルですが、21年度実施計画によれば、見込み量として1万4,092キロリットルとされています。今回の所信には合併浄化槽の推進が示されていること、集客交流の項目でさまざまな事業展開を図り、さらに交流人口の増加を図りたいとされていることなどを勘案すると、人口減はある程度見込んでいるのですが、処理能力にオーバーフローが発生するのではないかと心配になります。人間の生活において排せつはだれもが持つ基本行為であり、その処理は廃棄物処理法に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされています。クリーンセンターの処理に支障を来すことがあれば、それは即、全市民だけではなく、尾鷲市を訪れるすべての人にまで及ぶとても重要な問題になります。

そこで、この基本計画を作成するに当たっての目的は写真でも示されておりますが、再度ご説明をいただきたいと思っております。

さらに、クリーンセンターが支障なく稼働させられるという安心をいただくため、その処理能力の算定根拠、今後の処理見込み量の推移に対する、大丈夫という根拠をお聞かせください。

次に、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託についてお伺いいたします。

厳しい財政状況の中、新年度以降、学校耐震化事業を始め、公共事業は今後も大きな入札を予定されております。今回のプロポーザル方式での業務委託は今後の入札でも採用されていくことがあろうかと思っております。過去にもさまざまな事業委託においてプロポーザル方式は実施されておりますが、おさらいの意味も含め、お伺いいたします。この手法は参加の応募条件の設定によって、ともすれば随意契約に限りなく近いものになる可能性があります。公共事業における業務委託の契約については、過去の悲しい歴史が繰り返されたことの反省と納税者に対す

る明確な説明責任を果たすため、より透明性を求められています。そこで、今回のプロポーザルについて、その参加条件と設定された理由についてご説明いただきたいと思ひます。

最後に、環境条例についてお伺ひいたします。

当市においては既に環境基本条例がつくられています。環境保全の項目では、水道水源保護条例、ポイ捨て防止条例があります。しかし、近年の中川悪臭問題や賀田湾の濁水問題では、この条例の効力がなく、解決に向けて困難を来し、中川については悪臭が解決したとはいえ、そこに至るまでの10年以上の歳月は市民の皆様に変な苦痛を強いてきた経緯があります。現在懸案の賀田湾に関しては、水道水源保護審議会の委員の皆様には、時間をかけ大変熱意ある議論を重ねていただきましたが、環境保護すべてに及ぶことには限界があるとのことで、その意見として、環境保全の議論ができる組織の構築が必要と報告されたと聞いております。当議会においても、地域住民の方々の切実な要望を受け、その生活環境を守るための要望陳情を採択してまいりました。環境条例に関しては、その性質上、産業振興と裏腹な意味合いも持つてしまう懸念もあることで、慎重な議論が必要なことは理解しております。

そこで、市長の考えられる魚のまち尾鷲を始めとする、尾鷲の目指す将来像にとって守るべきものは何なのか、それには何が必要なのかをお聞かせいただくことでおのずとその方向性が明確になるのではないかとと思ひます。環境保護条例の設置に対する市長の思ひ、方向性などをお聞かせください。

冒頭にも申し上げましたが、今後高速道路が整備され、その集客量が期待されている当市において、美しい海、おいしい魚はその戦略においてとても重要なアイテムであります。そして、もっと大切なことはその重要なアイテムを持ち、このまちに誇りを持ち生活をする市民にとって、どこにも負けない自然環境を保ち続けることが市民の生活満足度を高めるとても大切な約束事だと思ひています。

以上、明快なご答弁をよろしくお伺ひいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、一般廃棄物処理基本計画についてであります。今日の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄型であって、廃棄物の量と質の両面からの環境負荷の増大が深刻な社会問題となっております。国においては、循環型社会形成推進基本法の制定や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等を行い、廃棄物リサイクル対策を総合的かつ計画的に進めるための法体系を整備

してきました。廃棄物処理法の改正では、排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量、適正処理等に関する施策を推進するための基本的な方針を定め、都道府県に対して基本方針に則した廃棄物処理計画を策定することを義務づけております。本市の一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、地域の実情に即したごみ処理及び生活排水処理にかかわる長期ビジョンを明確にするとともに、発生抑制、循環利用、適正処理等の施策をこれまで以上に積極的に推進するため、廃棄物に関する基本方針と将来の社会的な動向を踏まえた現実的かつ具体的な施策の方向を定め、市民、事業者、処理業者、行政、それぞれが共通の認識に立ち、独自にまたは相互に協力連携して取り組むべき役割を明らかにするもので、廃棄物排出量の削減と資源化の推進により、循環型社会の構築を目指しているものです。

一般廃棄物処理実施計画は、基本計画に位置づけされた施策を実施するに当たり具体化を図るための事業と、その事業費及び実施年度を明らかにするもので、毎年度点検・見直しを行っています。

クリーンセンターのし尿、浄化槽汚泥の計画処理量につきましては、過去10年間の人口及び生活排水処理形態別人口の実績から、将来人口、処理形態別人口を予測しており、計画目標年次である平成18年度のし尿、浄化槽汚泥量の日平均発生量を32.5キロリットルとしています。その日平均発生量に、過去3年間の実績から求めた計画最大月変動係数、1.21であります。それを乗じた計画処理量、40キロリットルが施設規模となっております。現状の発生量は予測数値を若干上回っていますが、将来予測として、合併浄化槽の増加が見込まれるものの、し尿並びに単独浄化槽の汚泥収集量の減少から、全体処理量は減少傾向で推移すると考えております。浄化槽の設置管理状況につきましては、所信表明でも申しましたように、浄化槽を設置している全世帯を対象とした個別調査を計画しており、浄化槽設置者に義務づけられた保守法定点検、清掃に関する普及啓発を実施するとともに、提出されている浄化槽台帳をあわせて整備し、実態を着実に把握した上で、地域の状況変化に対応した適切な一般廃棄物の処理を推進してまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託についてであります。

本業務委託は、本市が管理するし尿処理施設である尾鷲市クリーンセンターの運転管理について、民間業者のすぐれた能力を活用して、効率的な維持管理や廃棄物の適正な処理を行うことを目的とし、受託者の選定を価格面と技術面の双方

から選定する公募型プロポーザル方式を採用しています。その選定の結果、第1交渉権者と契約に至る詳細について、交渉を行っているところであります。応募者に関する条件である参加資格についてであります。先に申しましたように、本業務委託は効率的な維持管理、廃棄物の適正処理とともに、必要とされる経費の低減がどこまで可能であるかが重要です。そのためには当然のこととして、受注者に特殊かつ高い技術力が要求されること、また業務委託期間内における財務力や経営状況が確実に判断できることが必要であります。保守点検整備部門に設けている、高負荷脱窒素処理方式の建設、及び機械設備の保守点検整備工事の完了実績を有するとする条件についても、施設整備、施設点検、設備部品の交換等における施設の安全確保上欠くことのできないものと考えております。特に、一般廃棄物が適切に処理されないといった事態は絶対に避けなければいけませんので、この業務委託の参加資格が厳しいとお考えもあるかと思いますが、このように応募条件を厳しくせざるを得なかったことをご理解いただきますようお願いいたします。

次に、環境保全条例の制定についてであります。

本市では、平成11年6月に環境基本法の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者、及び市民の責務並びに基本方針を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする環境基本条例を制定しています。また、本条例第8条に基づき、平成15年3月に市民の貴重な財産である環境を保全し、多様な環境問題に対するニーズや将来を展望し、本市の持つ地域性を生かした望ましい環境の創成を図る施策を総合的・計画的に推進していくための環境保全のマスタープランとして尾鷲市環境基本計画を策定し、第5次尾鷲市総合計画に掲げた将来都市像「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州おわせ」の実現に向け、環境面から施策を推進する部門別計画の一つとして位置づけています。尾鷲の美しい海、緑の山といった自然は大きな財産であり、これを保全していく環境保全条例の制定につきましてはその必要性を十分に認識しています。ただ、地場産業である農林水産業について、自然との調和を図りつつどのように振興していくか、また新たな農商工連携事業、海洋深層水を活用した企業誘致等の推進をどのようにしていくかといった課題とも兼ね合わせて慎重に検討していく必要があります。さらに、環境保全条例は、憲法に規定された職業選択の自由や上位法との関係が

ら、その条例の有効性が裁判所にゆだねられるケースも多く見られることなど、条例の制定に当たっては総合的な判断のもと、慎重に検討していきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） ご答弁ありがとうございます。では、一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず、クリンクルセンターのオーバーフローの心配に関してなんですけども、今、長期的には人口減、それから合併浄化槽がふえても、単独浄化槽の方はそれに切りかわることで減ってくるであろうという予測を示されました。そこで、今回私もかなりいろんなところで調査とかお勉強とかしたときに、まず、合併浄化槽の仕組みとして、単独浄化槽との大きな違いを理解することができました。といいますのは、単独浄化槽は一度掃除をするのに全部を抜き取るということなんです。ただ、合併浄化槽の仕組みの中には全部を取るのではなくて汚泥の部分を取るという、そういった大ざっぱな違いがあるということがわかりました。ただし、一部を取るとしても、合併浄化槽というのは単独浄化槽と違って、ふだん出る生活排水すべてがそこに入るわけです。

それで、実はこれ神奈川県の上野原町、そこも海のきれいさを誇るまちなので、多分そういった意味でしょうけども、生活排水処理に関する特別委員会というのが設置されておりまして、そこでの質問・答弁の中に、今回と同じような合併浄化槽になると汚泥の量はどうなるのかという質問があったんです。そうしましたら、その担当の職員の方からこういう返答が来ています。今の単独浄化槽はトイレの水だけを浄化しているような状態。合併浄化槽は、お風呂、お台所から出るすべてのものを浄化しておりますので当然出てくる汚泥等は多くなるというのが実際だと書かれております。ですから、一個一個のことを考えれば、汚泥というものは多くなるんでしょう。

もう一つ、先ほどの説明の中にあつた人口よつての減少でオーバーフローを心配しなくてもよいという質問に対して、さらに疑問があるんですけども、浄化槽というのを今回基本台帳をつくるに当たつて、その管理者、使用する住民の責務として1年に1回の掃除が義務づけられているというふうに聞きました。そうすると、浄化槽の中の汚泥の濃度が多くても少なくても、薄くても濃くても、1回は全部を抜かなければならないという単独浄化槽が多く今まだ存在するわけなんです。そうすると、人口減があつても、世帯数、家の軒数が少なくならなければ

ば、その量の変化はあまり見込めないのではないかと思います。というのは、世帯数は尾鷲市、あまり減っていないんですよ。人口減に比べて。

もっと具体的な話をしますと、実は私の実家なんですけども、最盛期10人以上が住む大きな世帯でした。それが今、母のひとり暮らしになっております。だけど、家そのものは変わりませんから、10人以上が生活できる浄化槽がそのまま残っているわけですね、単独浄化槽として。でも、1年に1回義務づけられた清掃をすると、クリーンセンターに運ばれる量は一緒なんですよ。そういうあたりの減というものが、人口減だけで考えていいのか。家自体、建物自体が減らないのに。というのは、全部が亡くなって、家がしめてしまえば別ですよ。10人家族であったものが1人になっても排出する汚水は一緒なわけなんですけども、その辺の見込みはどうなりますか。それは担当の方の方が詳しいでしょうか。その辺ご説明いただきたいんですけども。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） お答えします。

言われるように、人口減だけではし尿量なり浄化槽発生量なりというものが判断しにくい部分があるかと思えます。これはクリーンセンターの方に搬入された実績なんですけども、例えばし尿に関しましては、16年度実績といたしまして、5,958キロリットルの処理量というふうになっています。平成20年度、これ5年後なんですけども、5,365キロリットルということで、大体し尿だけで600キロぐらいの減少が出てきています。ただ、言われますように、合併浄化槽、し尿単独浄化槽については若干の、多くなったり少なくなったりというようなことはあるんですけども、極端な差はこの5年間に出てきていません。基本計画の中で計画のもととなっているのが、人口減による1日当たりの負荷量を掛けた部分の発生量、それをもとにしていますので、1日に発生する市域での汚泥量としては減少していきだろうというふうなことでの考えのもとにつくっていますので、1日当たりの市域に発生する負荷量としては減少していきますよという形のもとで設計は組んでいます。ただ、今予想以上には減少は少ない形で、勾配的には低い形で推移していますけども、これが上勾配に向いてくるといふことはあり得ない話ですので、必ず減少勾配の中でいっていくということです。

それと、もう一つ言えるのは、今うちの場合は、し尿と浄化槽を別の処理方法で動かしているんです。それぞれを処理した後で、水を一緒にして、それをまた処理していくというふうな形ですので、例えば、し尿の方については1日当たり

今25キロリットルの処理能力で動かしています。浄化槽の場合ですね。し尿の場合は15キロリットルということで、合計40というような形で動かしておりますけども、し尿は完全に今減っています。浄化槽の減り勾配は少ないです。ですので、浄化槽側の25キロリットルの処理能力が例えば満タンになったとした場合、その満タンであふれそうになった部分の場合は、ある程度まではし尿の方で賄うことは可能です。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） でも、何か綱渡りのような話としかまだ理解できていないので、さらにちょっと質問させてもらいます。

同じ処理方法で同じ処理能力を持ったこういうクリーンセンターが近くにあります。奥伊勢クリーンセンターでございます。日能力が同じ40キロリットルでございます。人口の多い少ないはあるんですけども、全体のキャパとしては同じものと考えたときに、そちらの処理実績を出してみました。ここは大紀町と大台町と両方で広域で使っているところなんですけども、18年度から20年度までの間の実績が365日フル稼働した目いっぱいの能力に対して、18年度が87.6、19年度が86.5、20年度が88.4、これすべてパーセントなんですけども。フル能力のそれだけの割合で大体実績が進んでおります。

ただ、尾鷲市の場合、ここに実績をいただいたんですけども、19年度、20年度で実績として97.92、94.80というかなりきわどい数字なんです。これをきわどいとするのかどうかは専門家の方の見方にもよると思うんですが、もしかすると98%いっても、まだ2%があると思うのか、2%しかないと思うのかは、私には専門性がないので判断つかないんですけども。そのときに、これは今回の市長の所信の尾鷲の目指す方向性の中に出てくることなんですけども、交流人口をもっとふやしたい、そういう話がありました。それから、観光トイレもという、新しい施策も出てまいりました。人がもっと来てほしい、もっと来てほしいということは当然そこには排せつがつきものなんです。定住人口の推移だけではかれないクリーンセンターのキャパの問題があると思うんです。そのあたりを、これから広域でし尿センターのことも考えていかなければならないということも以前から言われている中で、このクリーンセンターのキャパに合わせたし尿収集をするのか。それは無理ですね。人が出すものを我慢しなさいとも言えません。そのあたり、どういうふうな、まだ問題が起きていないですから、解

決法とは言いませんけども、その見通しの中に、今後ここの能力を、容量というか、広げていく方法で考えるのか、ほかに何か案を持っているのか、それともこれでまず間違いはないんです、このままいけるんですということがしばらく続いていくのか、そのあたりお聞かせいただけませんか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 議員の言われるように、集客というような部分も確かにあると思います。ただ、今、尾鷲市については宿泊というような形じゃないものですから、例えば1日1,000人というような形の来訪者が見えたとしても、それは1,000人分のし尿というふうな形にならないわけですよ。例えば、日帰りで帰られるお客だと、入り込み客が1,000人あったとしてもそれは300人にカウントするんですよという部分もありますので、ダイレクトには考える必要がないところもあると思います。ただ、今議員が言われたように90%を超えるような処理率になっていますので、その辺の部分はある程度考える必要があることはあるのかなというふうには考えております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） やっぱり、こういう計画を策定するというに当たって大事なものは長期の見通しだと思いますので、そのあたり、できるだけ早い段階で決して安い買い物ではありませんから、こういう施設に関しては。拡張という問題が出てくるのであれば、早く議論を進めていただく部分が必要だと思いますし、それと今回の合併浄化槽台帳整理の中に、県の言われる年1回の清掃というあたりが求められたときに、実は今回これを調べるのに各実施計画の中に業者さん、尾鷲市で言いますと4業者さんあるということが書かれておりましたので、各業者さんにお勉強もさせてもらいました。そのときに確認したら、年1回の清掃、抜き取りをするには、容量が制限されている部分があるんですよと聞かされました。それ耳を疑う話なんですね。制限されているというのはこれは事実なんでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） お答えします。海洋投入をやっていた時代は、1日どれだけ引いていただいても結構なんですけども、一応うちの場合の設計というのが年間処理能力の形で1日当たりの量を決めていますので、1日に例えば100トンというような、100キロリットルという持ち込みをされても能力的には及びませんので、1日当たりの搬入量という形で過去の実績に基づいて1業者さん当た

り1日これぐらいにしてくださいよといったら、その日に大型のものを抜かなければならないよというような場合は1週間の間で、そのトータルとして入る量を調整してくださいというようなことは申しております。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） そういうふうな調整が業者さんとの間でスムーズに行われるのであれば問題ないのかな。それは中に入る話なのでわからないんですけども。これは業者さんとクリーンセンターの話だけで済むことなのか、それともこれはそうではないと思うんですね。もしそれが、業者さんに私たちがお願いしますね、清掃を。そのときに、いや持っていけないので待ってくださいと言われたときに、家庭の中であふれたらどうするのか、それは心配ないのかなということちょっと感じたものですから、聞かせていただきました。

そこで、私は今回いろいろオーバーフローの問題であるとか、容量の問題を調べていく中で、実は画期的なものを見つけたんです。といいますのは、汚泥というのは濃くても薄くても入る量が一緒というふうにさっき申し上げましたけども、例えば汚れの少ない汚泥を吸い上げるときに、その水の部分をもとに戻して、それこそさっき言われました循環型ですよ。そういう作業ができる濃縮型のバキュームカーというものがあるということを知りました。これは普通、濃くても薄くても一気にバキュームカーの中に入れてしまうのを、クリーンセンターで汚泥と水に分けるような作業をバキュームカーの中でやってしまうそうなんです。そうすると、一たん吸い上げた水の浄化されたものをもう一度浄化槽の方に戻すことができるというもので、これができればクリーンセンターへの投入量もかなり軽減することができて、例えば人がふえたとか、新築の家がふえたといっても、クリーンセンターがこのまま維持できていける画期的な車ではないかなというふうに感じたんですけども、その車はご存じですか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 汚泥濃縮のバキュームだと思っておりますけども、この車両については実験的にはあるんですけども、紀北町の方で何か実験をされている。既に終了されているとは伺っておりますけども、その車両については存じております。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 実は私がお勉強させてもらった業者さんは、ご存じなかったんです。その方とお話をしているときに、逆にそういうものがあるんだった

ら教えてほしいという言葉も出ました。それをすることによって、例えば納入制限、投入制限というんですか、というのがなくなるのであれば、それは本当にきちっと勉強したいところだという話をされておりましたので、これはどこが買うのかとかそういう話は別にしてでも、そういうものがあるということでクリーンセンターの処理能力に対する問題を解決できるのであれば、それこそ官民一体となって研究であるとか、そういった提案であるとか、お互いのやりとりをする場所を設けていただくのが、これもまた一つの解決方法というか、改善方法になるのではないかと思うので、これは要望としてそういったことも考えていただきたいということ。

市長、ご存じでしたか、濃縮型。ご存じなかった。これ1,500万ほどするそうなんですよ、1台。単純計算して、もし業者さんおられますよね、1台ずつ配分して6,000万円。でも、クリーンセンターをもっと広げようと思ったら、それこそ1億、2億の話ではないという中で、これは結構画期的な車ではないのかなというのを見つけましたので、ご提案申し上げておきます。

それからもう一つ、台帳整理に関してなんですけども、これは一軒一軒の訪問で調査をするというふうに説明書の方には書かれておりましたけども、既に台帳というものに関しては各業者さんからそれぞれの顧客管理というものがあると思うんですけども、個人名は別としても何人槽が幾つというような情報は既に業者さんの方が持っているのではないかと思うんです。そのあたりの提供は得られるのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 4業者さん見えるんですけども、1業者さんはかなり協力的でいつでも提出しますよということは言っています。ただ、今回、個別の調査を実施するに当たりまして、これは市だけではなく県と共同でやっていく調査です。その調査に関しましては、企業の方、4業者の方々の協力もいただきたいということで、それぞれ協力を呼びかけていきたいということで県の方とも打ち合わせはしております。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 基本計画についてもう一つだけ。今回浄化槽の関係だけなんですけども、くみ取りの台帳はありますか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） くみ取りの台帳というか、今電話受け付けがほとんどのも

のになっていますので、コンピューター上の受け付けといった部分の整理をしているんですけども、あれが台帳と言えるかどうかという部分はちょっとはっきりしたものではありません。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 実は、この浄化槽の調査の中で、私はくみ取りの方にお話を聞く機会もあったんですけども、これもほかの市町との比較の中で、尾鷲市の実態としてはこれはこの時代にどうかなというものがあったんですね。市長が現実をご存じかどうかと思うので、まずお話をさせていただきたいんですけども。

周辺部に関しましては日にちが決まっておりますので、各町内会が取りまとめてくださったりとか、決まった日に量が少なくても来たときに必ず取ってくださいなという定期収集のような形ができております。だけど、旧町内は1回ごと、くみ取りが必要なごとに電話で申し込みということなんですね。受け付けに1回ずつ電話をするということは、必ず1回ずつこうやって自分とこの便槽をのぞいて様子を見るという行為がまず1個あるわけです。それは自分のところの排せつ物ですから、それは住民の負担として求めるのかどうかというところ、そこはもう1個あると思いますけども。受け付けに手間取るという話を聞かされました。これはすべてがそうかどうかわかりません。とる人によって違うのかもわかりませんが、とる人によって行政の受け付けの手法が違うということも1個問題だと思うんです。だれがとっても同じ受け付けができるというのがまず基本だと思うんですけども。

この時代に、私がたまたま聞いた人は20数年同じ場所に住んで、そこに住む世帯の人数の増減も一切ない家庭の方なんですけども、例えば市長のお名前だったとしますね。向井の岩田ですというふうにお電話かけますね。そうすると、字はどう書きますかと必ず1回ごとに聞かれるそうなんです。そうすると、その方は、例えば岩田市長であるならば山に石の岩です。田んぼの田ですというのを毎月繰り返されてきたというんです。最近少し改善はされていますけれど。でもこれはどうですか。あり得ん話だと思うんですけども、この時代に。といいますのは、最近、今あるのかどうか、尾鷲にあるピザ屋さんが顧客管理の中で、電話番号を言えば何町のだれだれさんですね、場所はどどこですかね、じゃあ行きますという、そういった電話番号を言うだけでピザが届く時代なんですよ。そのときに、毎月同じお家を説明するのに、山に石の岩ですという説明が要るということ、市長、どう感じられますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その対応については改善を要すると認識しております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

1 1 番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。ご理解いただいたようです。これはほかの自治体の例を言いますと、周辺部と同じようにこのまちはこの月に何日から何日の間にこのまちを回りますよという定期収集なんですね。ほとんどが。届け出が必要なのは生活に変更があったとき。休止が必要なとき、停止が必要なとき、家族数の変更があったとき。そういうような形なんです。字の確認というのは間違いをしないための重要な手段ではあるかもしれませんが、毎月変更のない人が同じように聞かれるのは結構ストレスがあるようなんです。ですので、この手法に関しては1回、今までのやり方でいいのかどうかをこの際ですのでアンケートを実施していただければどうかと思うんですけども、その辺実現としていかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） ご提案の部分については検討させていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

1 1 番（濱中佳芳子議員） では、時間も押してきましたので台帳に関してはこの辺で。

次に、入札方法に関してのプロポーザル方式のことなんですけども、これも私には専門性が乏しかったものですから、ほかの市町との比較で質問させていただきます。

今回、尾鷲市が出しましたプロポーザル方式の条件づけの中、かなり厳しいんです。確かに高能力を求めるというものは必要かもしれませんが、これは私がいつまでもしつこいのかなと思いますけども、やはり今回の第1交渉権を持たれたクボタさんの名前に敏感になるところもございまして、そこは深く追及するところではないんですけども、三つほど、この直近のプロポーザル方式で維持管理受注を行った自治体の例を調べてみました。全国にわたっております。千葉県の子孫市、徳之島町、北海道の美唄市、鹿児島県の広域でやっているところ、神奈川県海老名市、栃木県の小山市、この中で先ほど言いました財務状況であるとか納税の状況であるとかいうのは当然のごとくありましたけども、この中に受注実績として挙げられているものの中に維持管理業務という確かに受注実績はありました。だけど、建設実績を挙げているところが私は見つけれませんでした。

た。それと別に、地域産業が疲弊していく中で、できるだけ多くのお金は地元
落としたいという思いもあるんだと思うんですけども、地域要件を挙げていると
ころがこの中で半分以上ありました。これに関してはやはり大きな事業ですから、
尾鷲市だけに限ることなんかはできないんだと思います。だけど、これから広域
も考えていくということになれば、東紀州を一つのものとして考える方法があっ
たのではないかなというのが一つ。それから、大きい事業でいるんな能力を求め
られることから、企業体でそれでもオーケーですよという条件のところもありま
した。しかし、尾鷲市は応募者は単独の企業でなければならない。建てた実績が
なければならない。維持管理も10年間の間、過去10年の実績が欲しいという
かなりハードルの高いものがあるんですね。それをちょっと疑問に思ったもので
すから、今回の質問になったわけなんですけども。

なので、それを踏まえて、今回先ほども出ました奥伊勢クリーンセンター、こ
ちらの業務委託に関する話の中には同じように指摘されていた部分がありました、
町議会の中で。どうしてもこれは、プロポーザルとはいえ、随契ではないのかと
いうときに、確かに建設を条件に入れるとかなり限られる。だけど、納税者に対
する説明の中で適正な価格であることを証明するために、入札に参加できるすべ
ての業者、これ20社以上あったそうです。見積もりをとりましたという項目が
ありました。今回、このプロポーザルの募集をするに当たり、何件ほどの見積も
りをされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） うちの方で見積もりというふうな形のものはとってはない
んですけども、一応この条件の中で参加できる業者というものは16社あるとい
うのは確認しております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 見積もりをとらずに金額が決められるというところが不
思議なんですけども、その辺ご説明いただきたい。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 見積もりはとっております。ただ、全部のところからの見
積もりはとったわけではないということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そうしますと、これいつも包括でと言われるときの理由
の中に、包括ですと安いですよという言葉がよく説明としてされるんですけ

ども、じゃあ相見積もりをとらずにどういう比較で安いと言われるのか、その根拠は説明ができますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 基本的には見積もりはとるんですけども、設計はこちらでもう一度やり直しますよね。このプロポーザル方式というのは、技術的な面とその技術を使うのにこれだけの費用が要りますよという部分、両面でやりますよね。ですので、うちが設計額と向こうが提示した金額がかなり安い。ただ、技術的にもしっかりしたものだという形が見えれば、そちらの方に行くというふうな形になります。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 時間がないので急ぎます。

今の説明は私にはわかったような、わからないような。なぜならば、評価結果の公表というもののの中に、第1交渉権者が書かれているだけで、選定委員の公表もなければ、その評価経緯というものも示されていないんです。その公表されている中に。結局、最初に申しあげました透明性、納税者に対する説明責任のあたりで、やはりそこは先ほどこだわりましたクボタさんに対するデリケートな部分を払拭するだけの力を持っていただきたいという思いがあったものですから、そこにこだわっております。

もう一つ、この中に業務委託のモニタリングというものがありました。これの委託条件というものはどういうふうになってきますでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 一応、応募要項というものをつくりまして、うちの方はこういうことをやっていただきたいという部分ですね。その応募要項をつくっていただいて、それぞれまた応募をしていただくというふうな形になっていくと思います。これは必ず入札という形になりますので。

議長（三鬼和昭議員） 瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） これも提案させていただきます。先ほど、プロポーザルを比較した中に栃木県小山市のものと、あと岩手県にも同じような条件をつけているところがありまして、ここはモニタリングではなくてアドバイザー契約というものが業務委託とは別に設定されておりました。そのときの条件づけの中に、アドバイス業務委託者と管理業者との間の関係についての条件をつけておりました。例えば子会社でないこと、というようなことですね。そういう出資会社でな

いこと。それも言ったら、このアドバイスというものがその地域のやり方としてどうか分かりませんが、今回の尾鷲市においてのモニタリングに関しましては、業務委託が適正に行われているのか、計画どおり実施されているのかという部分の判断が必要だと思います。その場合、極端なことを言えば、血縁関係においてとか、夫婦関係においてとか、そういった近しいものでは正常な判断をやはりそこに疑問を持たれる可能性があるという、そういうあたりで多分設定された条件だと思うので、このあたりやはり透明性ということは必ず保持していただきたいというふうに思いますので、その辺ご答弁いただければ、市長の方に。両方をお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 両方ということなので、市長の方に。

市長。

市長（岩田昭人君） モニタリングについては、うちでも同様に業者を選択してやっておるところでありますので、その辺は間違いない。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 議員の言われるのは当然のことでございますので、そういうことのないような形でとらせていただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） あと、環境保全のことに関して、本当に市長のご答弁の中にありました、確かに産業振興というあたりとの兼ね合いということはかなり難しいものがあるのは承知しております。ただ、本当に今回、中川悪臭のときもそうでしたけども、法的にきちんと市民の生活を守るものがないのだろうかという思いでいろんなものを探し回った覚えがあります。そのときに、環境基本条例であるとか、ポイ捨て条例であるとか、そのあたりはすべて見尽くしたような状態がありましたけども、やはりそこに守れるものがなかった。でも、さっき憲法の問題、何だかんだ言われましたけども、このまちが自然環境を守ることを重要なこととするのか、産業振興との兼ね合いをどうするのかということをもまず議論する場が必要なのではないかなと思うんです。いきなり環境保護条例を設定するための、そこへ行くまでの準備段階としてのスタートも必要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃるように、環境についての重要性については十分認識していますので、そういったものの設置について前向きに検討していきたいと思

っております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

1 1 番（濱中佳芳子議員） 実はこれ、3月7日日曜日、つい先日の地元紙なんですけども、ここに尾鷲市の環境が公表されております。水に関しては割とよい数字をいただいておりますけども、やはり今懸案になっていきます賀田に関しても煤塵が高いと、本当にこういう大見出しで書かれております。やっぱり、今そういうところを心配する輪内の人々にとってはこういう文字にもすごく神経質になることだと思うんです。これ高いのがわかって何とかできんのかというのが地域の声なんです。何とかしたい。だけど、ここに壁がある、ここにハードルがあるというものをどうやって乗り越えるかということをお互いに話し合う場というのは本当に、前向きな検討ではなくて、前向きにスタートをしていただきたいという、そこに要望申し上げたいと思っております。

実はこれ、きょうお願いしたところ、質問させてもらったところというのは、それこそ市長においてはこの席に来られる前にすべて構築されたものでありますし、副市長におかれましてはもっとその後に来られて今からということがあると思います。それで多分担当の課長さん一生懸命お答えくださいましたけども、ここに至るまでにクリーンセンター設立の計画からすべて、どんどん人がかわってやっておる事業なんです。実はこの3月、4月というのは役所にとりましては人事異動があって担当がかわりましたという時期を迎えるわけです。そのときに、自分がそこに来てすぐにその仕事に取りかかれるかどうかというのは役所の能力としてすごく求められるものだと思うんです。これからこの後、またほかの方も質問される学校耐震の問題であるとか、そういったことも担当の課長さんなんかかわられていく時期にもなるわけです。今まで本当にいろんな問題にかかわりながら、自分が引き継ぎをするときにここがわからなかったというような、それこそ内輪話ですけども、そういったこともあって、市民の皆さんからご指摘されることも結構ありましたので、どうかそれぞれの問題においてきちんとした引き継ぎをされて、私は聞いていなかったということのないように、必ず重要なところに関してはきちっと引き継ぎがされますように、これからの役所の経営品質の向上にも向けて、どうか新年度に向けてのいろんな施策においてお願いをしたいと思います。

では、以上で終わらせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃられることは十分あれですし、私は聞いていなかったという発言は市役所の職員としてはとても認められる話ではありませんので、聞いていなければ前任者にまた確認して、対応するといった顧客重視の対応をこれからも心がけていきたいというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明後日 10 日水曜日午前 10 時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1 時 57 分〕